

## 商品概要説明書

### メリットツ－

(平成30年7月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金 「メリットツ－」 ※“おまとめサービス機能”と“一部解約機能”がついた定期貯金です。
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期間	○定型方式……1年、3年 ※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとします。
4. 預入方法 (1) 預入方法  (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○メリットツ－（基準定期）預入後に、おまとめ対象としての定期を随時預入でき、自動的に合算させていくことができます。 ○すでに預入されている同一通帳内の自動継続型のスーパー定期・期日指定定期は自動的におまとめ対象定期となり、メリットツ－（基準定期）に合算させていくこととなります。 ○メリットツ－（基準定期）を預入した定期通帳に、ATMで新しく定期貯金を預入する場合は、おまとめ対象定期が預入されます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻しができます。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし、基準定期の利率に設定されている金額階層を割る一部支払はできません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法  (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。（期間が1年の場合） ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 （期間が3年の場合） ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ○20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	――
8. 付加できる 特約事項	○「おまとめサービス機能」 前記4. (1)の預入方法を参照。 ○「一部解約機能」

	<p>満期日を待たずに据置期間経過後に1万円以上1円単位で貯金の一部を解約することができます。</p> <p>○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。</p>
9. 中途解約時の取扱い (一部隣約を含む)	<p>○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p>① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%</p> <p>③ 1年以上3年未満 …… 約定利率×70%</p> <p>(2) 預入日の3年後の応答日から3年1か月後の応答日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p>① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年1か月未満 約定利率×90%</p> <p>○中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から精算します。</p>
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0544-58-6611）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、一般社団法人 JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士宮